

改正

平成23年6月22日告示第80号

平成26年3月28日告示第44号

倉吉市協働のまちづくり活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市協働のまちづくり活動助成金（以下「助成金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 助成金は、倉吉市市民参画と協働のまちづくり推進条例（平成18年倉吉市条例第34号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、公共的課題を解決する活動に参画している市民活動団体の活動を支援することにより、本市の市民活動の促進を図り、もって市民参画と協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。

(助成金の交付)

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げる条件を満たす市民活動団体（以下「助成対象団体」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 市内に活動拠点を有すること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 規約その他の定めにより、団体としての運営上の規律が確立されていること。
- (5) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になる行為を行っていないものであること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象団体が企画し、運営し、及び実施する公益的事業で市長が活動の内容、時期、経費等が市民活動を促進するため適当と認めたもの（助成対象団体一団体につき、同一の年度において一事業に限る。以下「助成対象事業」という。）の実施に要する別表第1に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）の額から、当該助成対象事業の実施に伴い、国、他の地方公共団体等から助成を受けた額を控除した額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表第2の事業区分に応じ、それぞれ同表に定める上限額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業実施に当たり、市から他の助成を受ける場合又は同一事業につき助成金の交付を5回受けている場合は、助成しないものとする。

(交付申請の時期等)

第5条 助成金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条に定める申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 市長は、交付申請を受けたときは、別に定める審査委員会において、審査を行うものとする。

2 助成金の交付決定は、原則として、前条第1項の市長が別に定める日の翌日から30日以内に行うものとする。

3 市長は、助成金の交付を行うことを決定したときは、倉吉市協働のまちづくり活動助成金交付決定通知書（様式第3号）により、助成金の交付を行わないことを決定したときは、倉吉市協働のまちづくり活動助成金不交付決定通知書（様式第4号）により当該助成金の交付を申請したものに通知するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の市長が別に指定する変更は、助成対象経費の増額以外の変更とする。
（実績報告）

第8条 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第5号及び様式第2号によるものとする。

（委任）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月22日告示第80号）

この告示は、平成23年6月22日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第44号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

経費費目	助成対象経費の内容
報償費	講師・専門家等への謝礼、調査・研究等に係る報償費等
旅費	講師・専門家等の交通費、通行料金等
需用費	消耗品費、印刷製本費、材料費等
役務費	通信運搬に係る経費、保険料等
使用料及び賃借料	会場借上料、機器使用料等
備品購入費	器具、機材等（1件につき30,000円未満のものに限る。）の購入費
その他の経費	上記のほか事業の実施に必要で、市長が適当と認める経費

別表第2（第4条関係）

事業区分		上限額
新規事業	新たな取り組みや、これまでの取り組みの拡充、試行的な取り組みを行う事業	10万円
継続事業	過去に実施した取り組みを継続していくための事業	5万円

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条、第8条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)